

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

地域振興部 蔵の街課

許認可等の内容		歴史的風致維持向上支援法人の指定
根拠法令等及び条項		地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第34条・35条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	未設定
審査 基準	根拠条項	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第34条・35条
	参考事項	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律運用指針
	設定等年月日	平成31年 3月26日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律抜粋</p> <p>(歴史的風致維持向上支援法人の指定)</p> <p>第三十四条 市町村長は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、歴史的風致維持向上支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。</p> <p>(以下略)</p> <p>(支援法人の業務)</p> <p>第三十五条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 歴史的風致維持向上施設の整備に関する事業を実施しようとする者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。</p> <p>二 認定重点区域又は歴史的風致維持向上地区計画の区域において歴史的風致維持向上施設の整備に関する事業を実施すること、又は当該区域における歴史的風致維持向上施設の整備に関する事業に参加すること。</p> <p>三 前号の歴史的風致維持向上施設の整備に関する事業に有効に利用できる土地であって政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。</p> <p>四 歴史的風致形成建造物の管理又は修理に関し、必要な助言その他の援助を行うこと。</p> <p>五 第二十二條第一項に規定する農業用排水施設又は第二十七條第一項に規定する施設の管理を行うこと。</p>	

六 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する調査研究を行うこと。

七 前各号に掲げるもののほか、地域における歴史的風致の維持及び向上を図るために必要な業務を行うこと。

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律運用指針

7-2. 歴史的風致維持向上支援法人の指定

歴史的風致維持向上支援法人は、地域住民等を含めた民間活力の活用により、認定市町村と役割分担しながら、ともに歴史的風致の維持向上の推進を図るものであり、市町村は、この趣旨を踏まえて積極的に指定を行うことが望ましい。このため、一の市町村が、複数の歴史的風致維持向上支援法人の指定を行うことは差し支えない。

市町村が、歴史的風致維持向上支援法人の指定を行うに当たっては、当該一般社団法人等が、法第35条各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができるか否かについて、組織、資金等の面から判断すべきである。その際、同条第2号の歴史的風致維持向上施設の整備に関する事業に係る業務及び同条第3号の土地取得等の業務については、資金力、公共施設の整備、管理の能力等について判断すべきである。また、同条第5号の、法第22条第1項に規定する農業用排水施設又は第27条第1項に規定する施設の管理については、適正にこれらの施設を管理する能力等について判断すべきである。

また、指定の申請に当たっては、定款のほか、業務計画書、事業計画書、資金計画書等、当該一般社団法人等が当該業務を適正かつ確実に遂行する能力を有するか否かを判断するために必要となる書類を提出させることが望ましい。